

女子差別撤廃委員会の最終見解 (CEDAW/C/JPN/CO/7-8) に対する
日本政府コメント (仮訳案)

2018 年 3 月

1. 日本の第 7 回及び第 8 回合同政府報告に関する女子差別撤廃委員会の最終見解において、同委員会は日本政府に対し、そこに含まれる勧告のうち 2 つの事項に対するフォローアップの情報を 2 年以内に提出するよう要請した。これらの勧告事項に関する我が国の取組状況は以下のとおりである。

フォローアップを求められた各勧告事項に共通する取組について

2. 日本政府は、2016 年 3 月、最終見解を受け、関係府省はもちろん、国会や裁判所に対しても、この最終見解を送付し、最終見解で勧告された事項について真摯な検討を行うこととした。また、最終見解の英文・日本語仮訳をホームページで公開するほか、女子差別撤廃条約についても、ポスター、広報動画、ウェブページ及び白書によりその周知に取り組んでいるところである。
3. 関係閣僚と有識者からなる男女共同参画会議においても、2016 年 5 月に最終見解について報告を行った。
4. 本フォローアップ報告書の作成に当たっては、2017 年 10 月に男女共同参画会議の下の重点方針専門調査会において、関係府省からフォローアップ勧告事項に係る施策の進捗状況の説明を受け、議論を行った。さらに、2017 年 12 月には、広く市民社会に対しても関係府省から説明を行うための「聞く会」(男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換のための会合)を開催した。また、2018 年 3 月には、男女共同参画会議に当該報告書について報告を行った。

A. パラ 13(a)

民法を改正し、女性の婚姻開始年齢を男性と同じ 18 歳に引き上げること、女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること、及び女性に対する離婚後の再婚禁止期間を全て廃止すること。

5. 主に第 7 回及び第 8 回合同政府報告作成時点の 2014 年 1 月から、2018 年 3 月までの間におけるパラ 13(a)に関する我が国の動向及び政府の取組を以下のとおり報告する。
6. 2015 年 12 月 25 日に男女共同参画社会基本法に基づき総合的かつ長期

的に講ずべき施策の大綱として閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、婚姻開始年齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間の見直し等の民法改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進めることとされた。

I 女性の婚姻開始年齢引上げに向けた民法改正の検討状況について

7. 我が国においては、婚姻開始年齢については、民法上、男は18歳、女は16歳と規定されている。2009年10月、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのであれば、婚姻開始年齢は男女とも18歳とすべきである旨の答申をした。
8. この答申を受け、法務省は、2018年3月、民法の成年年齢を18歳に引き下げるとともに、婚姻開始年齢を男女とも18歳とすること等を内容とする法律案を国会に提出した。

II 選択的夫婦別氏制度について

9. 2015年12月16日の最高裁判決においては、夫婦同氏を定める民法第750条の規定について合憲との判断が示されたものの、同判決においては、「制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」との指摘もなされている。
10. 政府としては、この問題は、我が国の家族の在り方に深く関わるもので、国民の間に様々な意見があることから、最高裁判決における指摘や国民的な議論の動向を踏まえながら、慎重に検討する必要があるものと認識している。
11. 引き続き、選択的夫婦別氏制度の意義等についてQ&A方式でまとめたものをHPに掲載するなどの広報を通じ、国民的な議論が深まるよう周知に取り組んでいく。

III 民法の一部を改正する法律（再婚禁止期間の短縮等）について

12. 民法第733条の再婚禁止期間の規定は、女性が、前婚の解消後、短期間のうちに再婚して子を産んだ場合、その子の嫡出推定が前婚の夫と後婚の夫との間で重複するなどして（民法第772条参照）、父親を確定することが困難になることから、これを回避するための手段として設けられたものである。
13. そのような中、2015年12月16日、最高裁判所が再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反すると判断したことを受けて、2016年6月、

再婚禁止期間を100日に短縮する民法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、現在施行されている。

14. 上記最高裁判決においては、100日間の再婚禁止期間については嫡出推定の重複を回避するために最低限必要となる期間であり、合理的な理由に基づくものであるとの判断が示されている。
15. なお、改正法では、再婚禁止期間短縮に加えて、女性が離婚時に懐胎していなかった場合、または女性が離婚後に出産した場合には、再婚禁止期間の規定を適用しないこととする改正もあわせて行われている（民法733条第2項参照）。
16. また、これを受け、改正法の施行日と同日付けで、100日の再婚禁止期間を経過していない女性を当事者とする婚姻の届出について、改正後の民法第733条第2項に該当するとした医師の証明書を提出した場合には、その他の実質的要件を満たしていれば、これを受理する取扱いとする文書を法務局・地方法務局に発出し、併せて市区町村に周知した。
17. さらに、改正法の附則第2項においては、政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の規定の施行状況などを勘案して、再婚禁止に係る制度のあり方について検討を加えると定められている。引き続きこの改正後の規定の施行状況などを踏まえて検討を行っていく。

IV 旧姓の通称としての使用の拡大について

18. 我が国においては、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、婚姻前の旧姓の通称としての使用の拡大に取り組んでいる。
19. 行政部門においては、国家公務員の旧姓使用を対外的な法律行為にも可能とするとともに、地方公共団体に働きかけを行った。
20. 裁判所においては、2017年9月から裁判関係文書における旧姓の使用が認められた。
21. 国会の衆参両院においては、公式に使用する議員の名称として、旧姓も認められている。
22. 民間部門においては、企業における旧姓使用の状況に関する調査を行い、その結果を踏まえ、経済団体等への働きかけを行った。
23. マイナンバーカード等については、希望する者に係るマイナンバーカード等への旧姓の併記を可能とするよう、関係法令の改正やシステム改修等の準備を進めている。
24. 旅券については、現在、旧姓併記についてその必要性を個別に判断して認めているが、今後は、本人からの申出をもって可能とする方向で検討し

ている。

25. 銀行口座等については、全国銀行協会等の関係団体に対し内閣府から銀行口座等における旧姓使用の拡大に係る協力の要請文書を2017年7月に発出した。

B. パラ 21(d)及び(e)

(d)アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性に対する攻撃を含む、民族的優越性又は憎悪を主張する性差別的な発言や宣伝を禁止し、制裁を課す法整備を行うこと、

(e)差別的な固定観念及びアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性や移民女性に対する偏見を解消するために取られた措置の効果について独立した専門機関を通じて定期的に監視及び評価すること。

26. 主に第7回及び第8回合同政府報告作成時点の2014年1月から、2018年3月までの間におけるパラ 21(d)及び(e)に関する我が国の動向及び政府の取組を以下のとおり報告する。

I. 第4次基本計画に基づく人権教育・啓発活動等の取組について

(1) 総論

27. 2015年12月25日、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱として「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定された。
28. 同計画では、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点からの配慮が必要であり、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心してくらせる環境整備を進めることとしている。
29. 同計画等に基づき、関係府省において、例えば人権教育・啓発活動の促進や人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の促進、法務局・地方法務局の人権相談所における相談体制の充実等を進めている。なお、法務局・地方法務局の人権相談所においては、女性からの人権相談に対して女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図っている。
30. なお、我が国では、人権教育及び人権啓発に関する施策の一層の推進のため、人権教育及び人権啓発に係る基本理念や国、地方公共団体及び国民

の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が 2000 年 12 月に制定され、同法に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とする「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されている。同基本計画では、人権課題として女性、同和問題、アイヌの人々、外国人が挙げられており、それぞれの人権課題に対し、同基本計画に基づいて適切な措置が採られている。

(2) 移民女性を含む外国人女性に対する偏見や差別の解消に向けた取組や人権教育・啓発活動について

31. 外国人女性については、言語の違い、文化・価値観の違い等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難におかれていることに留意し、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等を進めている。
32. 配偶者暴力防止法は、外国人である被害者も対象としており、内閣府では、外国人被害者の支援のため、被害者が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできるよう、外国人被害者向け広報資料を作成し関係機関に配布するほか、ホームページに配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報を、外国語版を含め提供している。また、配偶者暴力相談支援センターでは外国語に対応できる相談員を配置するなどの取組も進められている。
33. 厚生労働省では、被害者の保護を行う婦人相談所一時保護所において、被害者の安全の確保を第一に、被害者のさまざまな状況に応じた必要な支援を行うため、外国人のための専門通訳者の養成研修等に取り組んでいる。
34. 法務省では、外国人に関する人権問題について、6 か国語（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語）に対応した「外国人のための人権相談所」を全国 50 か所の法務局・地方法務局に設置するとともに、前記 6 か国語に対応した専用電話「外国語人権相談ダイヤル」並びに英語及び中国語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置し、人権相談に応じている。
35. 文部科学省は、学校教育において、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、誰に対しても差別をしないことなど、人権尊重の意識を高める教育の充実を図っている。また、地方公共団体等が行う外国人の児童生徒等への日本語教育の充実・支援体制の整備に係る取組の支援等を実施している。

36. 文化庁は、我が国に居住する外国人が、安心・安全に生活するために必要な日本語能力を習得し、日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の推進を図ることを目的とした、「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施し、日本語教育のノウハウを有していない自治体に対するアドバイザーの派遣等の支援のほか、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援、日本語教育の充実に資する研修を行っている。

(3)人権問題に関する施策の実施状況の定期的な点検等について

37. 内閣府男女共同参画局においては、男女共同参画社会基本法や第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の被害者の救済に関する体制等について調査を行い、男女共同参画会議に報告し、調査結果を公表しているほか、男女共同参画白書の中でも女性に対する人権問題に関する施策の実施状況について言及している。

38. 上記調査結果によると、2016年の「女性の人権ホットライン」における人権相談件数は、暴行虐待、セクハラ、ストーカー等を含め計19,306件であった。また、人権擁護機関が2016年に取り扱った女性を被害者とする人権相談件数は計7,730件、女性を被害者とする人権侵犯事件数は計2,285件であった。

39. なお、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第8条に基づき、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についても、毎年国会に報告することが義務付けられている。

40. また、内閣府においては、2017年10月に人権擁護に関する世論調査を実施し、女性や部落差別等の同和問題、外国人等に対する人権課題やその解決のための方策に関する国民の意識を把握し、今後の政府における人権問題の解決のための施策の参考としている。

II. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行を含むいわゆるヘイトスピーチの解消に向けた取組について

41. 我が国においては、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして、社会的に関心を集めている状況にあること等を踏まえ、2016年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。

42. 同法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく制定されたもので、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消

に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。

43. 法務省では、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動があつてはならないものであることについての啓発活動や、このような言動の被害に関する相談体制の整備、外国語人権相談の利便性の向上等に取り組んでいる。

Ⅲ. 部落差別の解消の推進に関する法律の施行を含む同和問題（部落差別）の解消に向けた取組について

44. 我が国においては、2016年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し施行された。
45. 同法は、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としている。
46. 法務省では、従来から、部落差別等の同和問題に関する差別意識の解消のため、各種啓発活動、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じた被害の救済及び予防を図ってきた。同法の施行後は、同法の趣旨を踏まえ、引き続きこれらの活動を実施するほか、同法の周知及び相談体制の充実を図っている。

Ⅳ. アイヌ関連政策について

47. 政府においては、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、地位の向上が図られる社会の実現を目指し、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等の知識の普及・啓発、アイヌの人々の生活の向上を図るための施策を総合的に推進している。具体的には、内閣官房長官が主催し、アイヌの代表を含む委員で構成されるアイヌ政策推進会議（2018年3月現在、構成員14名のうち3名が女性）を設置し、アイヌの人々の意見を踏まえつつ、「民族共生象徴空間」の整備に関するプロジェクト等の取組を進めている。
48. また、法務省では、全国の法務局・地方法務局において、アイヌの人々に関する人権問題を含む様々な人権相談に応じている。